

令和7年度

建設業年度末労働災害防止強調月間実施要領

本月間 令和8年3月1日～3月31日

主唱 建設業労働災害防止協会

後援 厚生労働省、国土交通省

会長メッセージ

令和7年度の「建設業年度末労働災害防止強調月間」を迎えるに当たり、ご挨拶を申し上げます。建設業における労働災害は、会員各位をはじめとする関係者の熱心な日々の労働災害防止活動により長期的に減少傾向にありますが、近年は下げ止まりの状況にあります。令和7年11月の労働災害発生状況の速報値では、建設業における死亡災害は179人となり、前年同期に比べて28人減少しているものの、全産業に占める割合は31.6%と依然として高い状況にあります。休業4日以上死傷災害は11,184人で、前年同期比5.1%の減少となっております。

特に建設業の労働災害で最も多発している墜落・転落災害については、依然として死亡災害の約4割、死傷災害の約3割を占めており、なお一層の取組が求められます。

建設業が「憧れの産業」として、今後も安定的に発展し、社会に貢献していくためにも、建設工事に従事するすべての方々が、生産性が高く安全で安心して働くことのできる魅力ある職場環境づくりは非常に重要です。

当協会といたしましても、令和5年度からスタートした「第9次建設業労働災害防止5か年計画」の目標達成に向けて、労働災害のリスク低減に向けた店社及び現場でのリスクアセスメントとその結果に基づく対策の確実な実施、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）」の導入・定着、各種安全衛生教育の実施など、実効性のある事業を積極的に推進してまいりますので、関係各位の更なるご協力をお願い申し上げます。

これから迎える年度末は、多くの建設工事が竣工の時期を迎え、作業の輻輳による労働災害の増加が懸念されることから、当協会では、3月1日から31日までの間を「建設業年度末労働災害防止強調月間」と定め、協会及び会員各位が取り組むべき事項をまとめた本実施要領を策定いたしました。

会員各位におかれましては、無事故・無災害で新年度を迎えられますよう、経営トップのリーダーシップの下、関係者及び店社と作業所が一体となって、労働災害防止活動を積極的に展開されますようお願い申し上げます。

令和8年2月

建設業労働災害防止協会
会長 今井 雅則No.1 森 香澄
コードNo. 760401

I 趣 旨

年度末の3月は、公共工事を含め多くの工事が竣工時期を迎え繁忙度が増し、さまざまな作業が輻輳することなどから、労働災害防止を図る上で特別な配慮が求められる時期である。そのため、当協会は会員各位とともにこの時期の建設現場における労働災害防止を目的として、「建設業年度末労働災害防止強調月間」を展開する。

経営トップ、店社及び建設現場の管理者等の関係者は、一層の安全衛生水準の向上を目指し、店社と作業所との緊密な連携を図り、労働災害防止活動の強化を図るものとする。

II 会員が実施する事項

会員は、本強調月間の趣旨・目的を踏まえ、次の事項を参考として、建設現場の実情に即した年度末の安全衛生実施計画を作成し、積極的に労働災害防止活動を実施する。

また、本強調月間における労働災害防止活動を実効あるものとするため、リスクアセスメントの結果に基づき定めたリスク低減措置を確実に実施する。

実施に当たっては、「建設業労働災害防止規程」、「第9次建設業労働災害防止5か年計画」及び「令和7年度建設業労働災害防止対策実施事項」に定める「建設現場における主要災害防止の具体的対策」等も活用する。

建設業
労働災害
防止規程



第9次建設業
労働災害防止
5か年計画



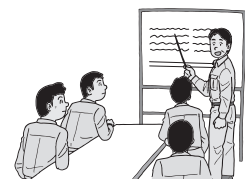
令和7年度
建設業労働災害
防止対策実施事項



☒ チェックを入れて、実施する項目を確認しましょう！

1 経営トップ等による年度末現場点検の実施

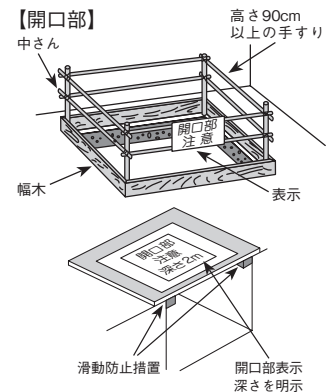
- ☐ (1) 安全衛生管理体制及び労働災害防止活動の実施状況の確認
- ☐ (2) 労働安全衛生関係法令及び社内の安全衛生規程等の遵守状況について、安全パトロール等による現場点検の実施
- ☐ (3) 設計段階、計画段階等におけるリスクアセスメントの実施と、その結果に基づくリスク低減措置の実施状況の確認
- ☐ (4) 繁忙期を考慮した作業工程の見直し並びに適切な労働時間の管理と勤務体制の確認



作業工程の確認

2 墜落・転落災害の防止

- ☐ (1) 設計段階、計画段階等において、高所作業が不要となる工法の採用など危険有害要因を根本から除去する対策、手すりの設置などの設備面の工学的対策、現場ルールの設定・遵守等管理的対策、保護具による対策を順次検討するとともに、フェールセーフ思想に基づいた安全対策の実施
- ☐ (2) 高所作業における作業床、手すり等の設置、その設置が困難な場合は、安全ネットや安全帯取付設備設置の徹底・確認
- ☐ (3) 使用状況に合わせた適切な安全帯の選定・使用前点検の実施と確実な使用、併せて、二丁掛け安全帯の使用訓練の実施
- ☐ (4) 法定の措置に加え、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている『安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等について』に基づく措置の実施
- ☐ (5) 足場の組立て等においては「手すり先行工法」、十分な安全対策を盛り込んだ「大組、大払工法」等の採用並びに作業主任者・作業指揮者による作業手順の周知徹底及び作業状況の確認
- ☐ (6) 足場の点検（悪天候等後、地震後、足場の組立後・一部解体後・変更後）については、足場点検実務者研修等の修了者から点検者を指名し、確実な点検の実施、点検者の氏名を含めた点検記録の保存
作業開始前の足場の点検の確実な実施
- ☐ (7) 開口部や作業床の端には、手すり・中さん・幅木・ネット等の設置及び注意喚起表示の推進
- ☐ (8) 幅が1m以上の箇所において足場を使用するときは、本足場の使用の遵守（幅が1m未満であっても可能な限り本足場を使用）



厚生労働省ホームページ
「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（より安全な措置含む）

厚生労働省ホームページ
足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱



厚生労働省ホームページ
手すり先行工法等に関するガイドライン
（令和5年12月改正）

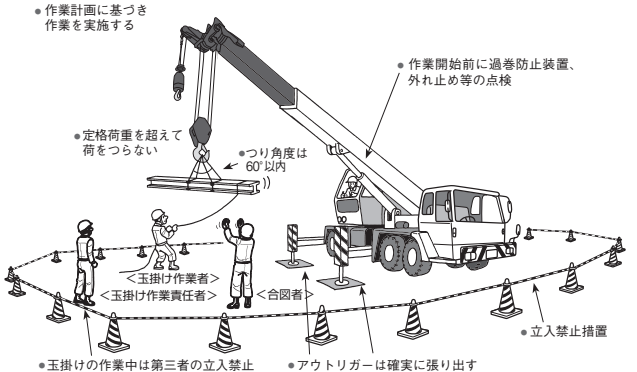


厚生労働省ホームページ
足場からの墜落防止措置が強化されます

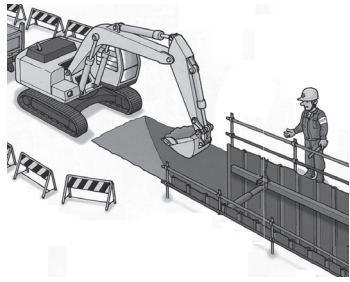


3 建設機械・クレーン等災害の防止

- ☐ (1) 作業条件に応じた適切な機械の選定等を盛り込んだ作業計画・作業手順書の作成と実施の徹底

☐ (2) 車両系建設機械・クレーン等の転倒及び転落災害防止対策の徹底 ☐ (3) 運転席でのシートベルトの完全着用 ☐ (4) 作業範囲内の立入禁止措置や作業指揮者・誘導者の配置等、はさまれ・巻き込まれ、激突され災害防止対策の徹底 ☐ (5) 法定有資格者等による車両系建設機械・クレーン等の運転及び玉掛け・玉はずし作業の徹底 ☐ (6) 玉掛け作業の際には、「3・3・3運動」の実施（30cm 地切り、3 秒以上停止・荷姿確認、3m 荷から離れる） ☐ (7) つり荷の下への立入禁止措置の徹底 ☐ (8) 定期自主点検及び作業開始前点検実施の徹底	●作業計画に基づき作業を実施する ●定格荷重を超えて荷をつらない ●つり角度は60°以内 ●作業開始前に過巻防止装置、外れ止め等の点検 ●玉掛け作業中は第三者の立入禁止 ●アウトリガーは確実に張り出す ●立入禁止措置 安全なクレーン作業 
---	---

4 崩壊・倒壊災害の防止

☐ (1) 建築物等の解体工事における構造物の事前調査に基づく解体工法・作業順序・控えの設置方法等、リスク低減措置を盛り込んだ作業計画・作業手順書の作成と実施の徹底 ☐ (2) 足場等においては、強度及び風荷重を検討の上、壁つなぎ・控え・筋かい・水平つなぎ等を十分に設ける等、倒壊防止対策の徹底 ☐ (3) 上下水道等の溝掘削工事等における「土止め先行工法」の実施 ☐ (4) 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」の遵守、特に「切羽への立入禁止措置」、「肌落ち防止計画の作成」、「切羽監視員の配置」の確実な実施 ☐ (5) 斜面掘削作業における崩壊のおそれのある作業場所での日常及び変状時点検や点検者への教育の実施等「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の遵守	厚生労働省ホームページ 土止め先行工法に関するガイドライン  厚生労働省ホームページ 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン  厚生労働省ホームページ 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン   土止め先行工法
---	--

5 飛来・落下等による公衆災害の防止

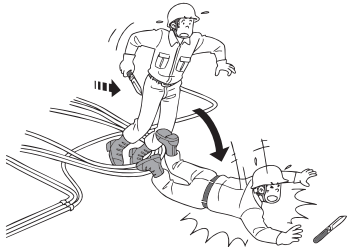
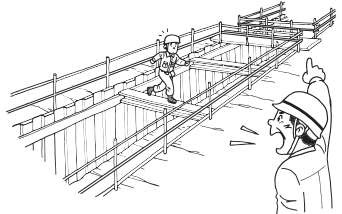
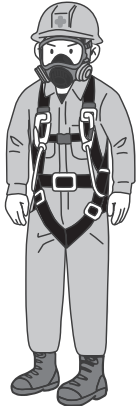
☐ (1) 高さ 2m 以上の足場において、材料等が落下するおそれのある箇所には、作業床の端に高さ 10cm 以上の幅木、メッシュシート又は防網等の設置 ☐ (2) 突風や強風による資材等の飛散防止対策（ロープ掛けやシート掛け等）の徹底 ☐ (3) 材料・機材・工具等を上げ下げする際の、つり綱・つり袋等使用の徹底 ☐ (4) 長期間に渡る工事や歩行者が多い場合は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に則り、防護構台、防護柵（朝顔）等の設置	国土交通省ホームページ 「建設工事公衆災害防止対策要綱」の改正について   防護柵（朝顔）
--	---

6 交通労働災害の防止

☐ (1) 適正な労働時間管理、長時間運転の禁止、交通ハザードマップ等を活用した最適な運行計画の作成等による運行管理の実施 ☐ (2) 疲労、疾病、睡眠不足、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施 ☐ (3) 運転前後の運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認と結果の記録と保存 ☐ (4) 安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の確実な選任と職務の遂行 ☐ (5) 運転中のカーナビや携帯電話の操作等ながら運転の厳禁 ☐ (6) 運転日前日における十分な睡眠時間確保の重要性等についての交通安全教育の実施	厚生労働省ホームページ 交通労働災害を防止しましょう「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント  運行管理者：運送業で選任 安全運転管理者：一定台数以上の自動車を使用する事業場で選任（警察署）  交通情報の共有
---	---

7 火災・爆発等災害の防止

☐ (1) 警報・消火・避難設備等の点検・整備及び現場の避難経路の周知徹底と消火・避難訓練の実施 ☐ (2) 防火管理者・火元責任者の選任と事前の「火気使用届」の提出、火気使用中の消火器や監視人の配置等による火気管理の徹底及び残火の確認等、作業終了後の点検 ☐ (3) 引火物、爆発物等の保管場所の指定、SDS（安全データシート）を活用した危険物の表示及び可燃物付近での火気使用の厳禁	 消火設備の設置と点検
---	---

☐ ☐ ☐ ☐	(4) 火を使用しない工法（無火気工法や火無し工法等）の積極的な採用 (5) 発泡ウレタン系及びプラスチック系断熱材等の使用箇所の確認と火気厳禁表示 (6) 溶接・溶断作業等における周囲の可燃物の撤去、難燃シート等による火災防止対策の徹底 (7) 現場における喫煙場所、採暖のためのストーブ使用場所の指定と消火の確認	
8 転倒災害の防止		
☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(1) 作業通路における段差や凹凸等の解消、すべり止め等の措置 (2) 転倒危険箇所の表示等、危険の「見える化」の実施 (3) 4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）等の徹底による作業床、通路等の安全確保 (4) 周囲が暗くなる前の早めの点灯による、作業床、通路等の照度の確保 (5) 転倒災害防止のためのチェックリストを活用した安全点検の実施 (6) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく身体機能の低下等による労働災害の発生リスクを考慮した措置の推進	 高年齢労働者の安全と健康 確保のためのガイドライン  転倒災害防止のためのチェック リスト（職場の安全サイト） 
9 不安全行動による災害の防止		
☐ ☐ ☐ ☐	(1) 危険軽視の行動を「黙認しない、見逃さない、妥協しない」職場風土づくりの推進 (2) 「危険予知活動」、「ヒヤリ・ハット報告活動」、「ひと声かけあい運動」等の積極的な実施 (3) 安全衛生教育を徹底し、「近道・省略行為」等のルール違反行為の禁止 (4) 不安全行動を防止するための、災害事例教育の実施	 近道・省略行為等の禁止
10 安全衛生教育の実施		
☐ ☐ ☐ ☐	(1) 「雇入れ時教育」、「送り出し教育」、「新規入場者教育」等の安全衛生教育の実施 (2) 危険有害業務従事者に対する特別教育（フルハーネス型安全帯使用作業や足場の組立て等）や特別教育に準じた教育の確実な実施 (3) 建設従事者に対する危険体感教育（安全帯ぶら下がり、車両系建設機械等の死角確認・VRの活用等）の実施 (4) 作業内容変更時の変更内容及び作業手順の再周知の確実な実施	 フルハーネス型安全帯 特別教育の実施
11 職業性疾病の防止		
☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(1) 建築物等の解体・改修工事における石綿等の使用の有無について、建築物石綿含有建材調査者、工作物石綿事前調査者（令和8年1月着工の工事から）による事前調査及び石綿ばく露防止対策の確実な実施 (2) 橋梁の塗装のかき落とし作業における鉛、クロム、PCB等の有害物へのばく露防止対策の徹底 (3) 金属等の研磨作業・金属アーク溶接作業・はつり・解体作業等に係る粉じん障害防止対策の徹底 (4) 「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」の登録と活用による、ずい道等建設労働者の健康情報の一元管理 (5) 酸素欠乏症、硫化水素中毒、一酸化炭素中毒等の防止対策の徹底 (6) 腰痛及び振動障害の予防対策の徹底 (7) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、管理者の選任、作業場の測定及び測定結果に基づいた騒音低減措置の実施と記録 (8) 作業環境に応じた各種保護具の適切な使用の徹底及び使用前点検の実施	 適切な保護具の使用
厚生労働省ホームページ 「騒音障害防止対策」  下水道管路等内作業における硫化水素中毒防止対策の徹底について（令和7年8月8日付け基安労発 0808 第2号） 		

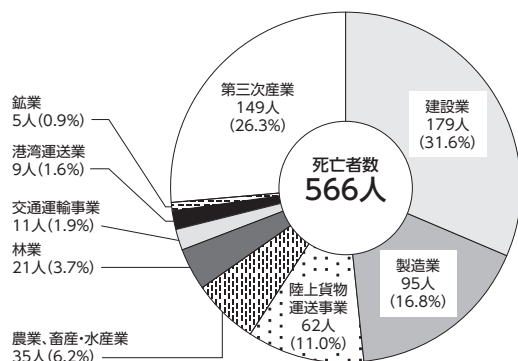
12 化学物質に関するリスクアセスメントの実施											
☐ (1) ラベル、SDS 等により把握した危険有害情報に基づく、化学物質取扱作業のリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減措置の実施 ☐ (2) リスクアセスメント対象物を取り扱う作業での化学物質管理者の選任と、建災防が定めた「建設業における化学物質取扱作業リスク管理マニュアル」の積極的な活用、保護具着用管理責任者による有効な保護具の選択、使用状況の管理等の徹底 ☐ (3) 溶接ヒューム（特定化学物質）による健康障害防止措置の徹底 厚生労働省ホームページ 「金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます」 建災防ホームページ 建設業における化学物質管理 <table><tr><th>絵表示</th><th>代表的な危険性・有害性</th></tr><tr><td> 爆弾の爆発</td><td>爆発物：大量爆発物 爆発物：火災、爆風又は飛散危険性 熱すると爆発のおそれ</td></tr><tr><td> 炎</td><td>極めて可燃性の高いガス・エアゾール 引火性の高い液体及び蒸気 熱すると火災のおそれ 空気に触れると自然発火 水に触れると可燃性ガスを発生</td></tr><tr><td> 円状の炎</td><td>発火又は火災助長のおそれ 火災又は爆発のおそれ</td></tr></table>	絵表示	代表的な危険性・有害性	 爆弾の爆発	爆発物：大量爆発物 爆発物：火災、爆風又は飛散危険性 熱すると爆発のおそれ	 炎	極めて可燃性の高いガス・エアゾール 引火性の高い液体及び蒸気 熱すると火災のおそれ 空気に触れると自然発火 水に触れると可燃性ガスを発生	 円状の炎	発火又は火災助長のおそれ 火災又は爆発のおそれ	13 現場におけるメンタルヘルス対策の推進		
絵表示	代表的な危険性・有害性										
 爆弾の爆発	爆発物：大量爆発物 爆発物：火災、爆風又は飛散危険性 熱すると爆発のおそれ										
 炎	極めて可燃性の高いガス・エアゾール 引火性の高い液体及び蒸気 熱すると火災のおそれ 空気に触れると自然発火 水に触れると可燃性ガスを発生										
 円状の炎	発火又は火災助長のおそれ 火災又は爆発のおそれ										
☐ (1) 「建災防方式健康 KY」により、健康状態に不調を認めた場合には、必要な措置を講じる ☐ (2) ストレスチェックの結果に基づく産業医等の面接指導及びその結果に基づく事業主によるメンタルヘルス対策と職場環境改善の実施（小規模事業場は、地域産業保健センターの活用） ☐ (3) 建災防本部に設置されているメンタルヘルス対策相談窓口の活用 毎週月曜日 13 時～16 時（祝日・年末年始を除く） TEL：03-3453-0974 ☐ (4) 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策、ストレスチェック制度導入に関する事業場支援の活用	厚生労働省ホームページ ストレスチェック制度導入ガイド (労働者 50 人以上向け) ※ 50人未満の事業場に合うマニュアルは、今後公表予定										
14 健康障害防止対策の充実											
☐ (1) 事業主による労働時間の把握と、過重労働による健康障害防止対策の推進及び年次有給休暇取得の促進（最低年 5 日） ☐ (2) 長時間労働者に対する医師等による面接指導等の実施の徹底 ☐ (3) 雇入れ時・定期健康診断・特殊健康診断等の確実な実施と所轄監督署への報告の徹底 ☐ (4) 有所見者の健康情報の産業医等への適切な提供 ☐ (5) 各種健康診断結果に基づく産業医等の有所見者への保健指導及び意見を勘案した適正配置や作業時間短縮等の実施	医師による面接指導										

Ⅲ 協会が実施する事項

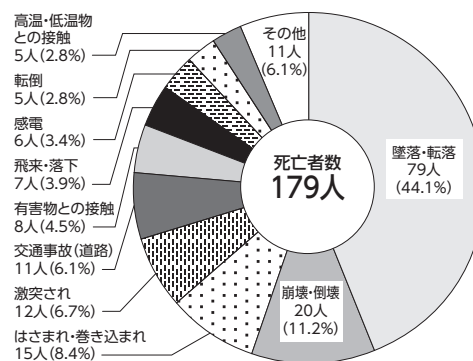
本部及び支部は、地域の実情に応じて次の事項を実施する。

1. 「建設業労働災害防止規程」、「第 9 次建設業労働災害防止 5 か年計画」、「令和 7 年度 建設業労働災害防止対策実施事項」の周知
2. 「三大災害絶滅運動」及び「安全施工サイクル運動」の促進
3. 各種安全衛生教育の実施
4. 建設業の特徴を踏まえた「リスクアセスメント建設業版マニュアル」の普及・定着、リスクアセスメントの確実な実施の促進
5. 建設業労働安全マネジメントシステム（コスモス）の周知と導入の促進
6. 建災防方式「健康 KY」を活用した安全衛生活動の普及促進
7. メンタルヘルス対策の推進
8. 「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」への登録の促進
9. 安全衛生に関する広報資料及び最新情報等の提供
10. のぼり、啓発用ポスター、ワッペン、実施要領等の作成・頒布
11. 会員企業及び支部・分会の要請に応じた、安全管理士・安全指導者による安全衛生パトロール等の支援
12. そのほか、本強調月間にふさわしい安全衛生活動の実施

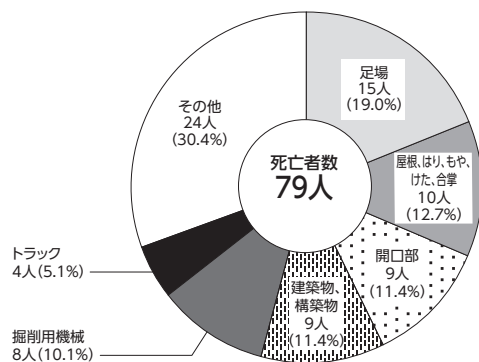
全産業における死亡災害発生状況



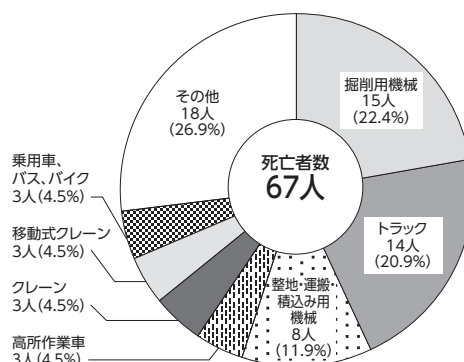
建設業における死亡災害発生状況



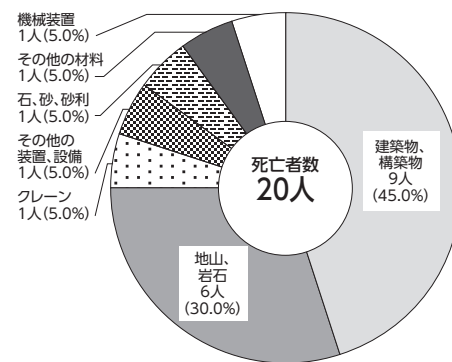
墜落・転落災害



建設機械・クレーン等災害



崩壊・倒壊災害

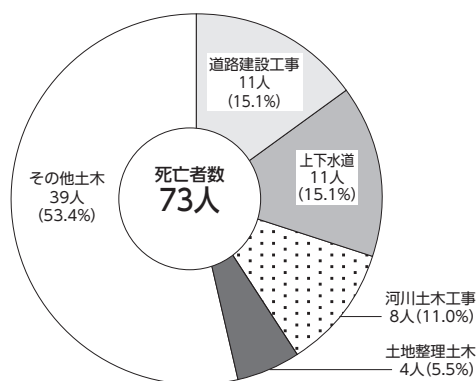


※上記の「三大災害の発生状況」は、次頁の「建設業における死亡災害発生状況(起因物別・事故の型別、令和7年1月～11月・速報値)」より作成しています。「墜落・転落災害」と「崩壊・倒壊災害」の件数は事故の型別の分類ですが、「建設機械・クレーン等災害」の件数は起因物による分類です。

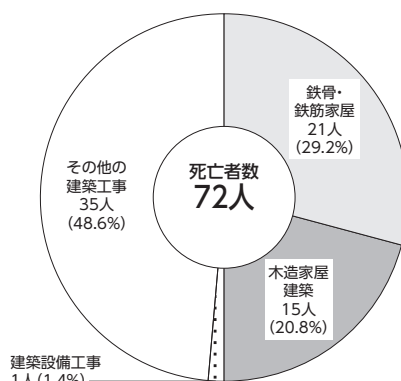
※割合(%)の合計は、端数処理上100%にならない場合があります。

工事の種類別発生状況

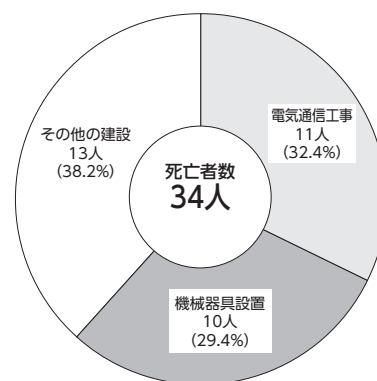
<土木工事>



<建築工事>



<設備工事>



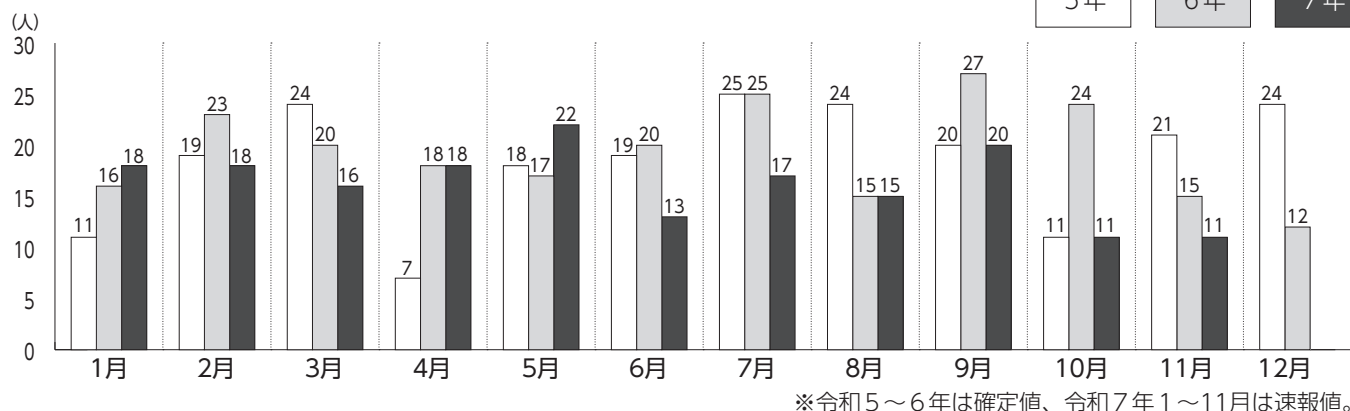
※割合(%)の合計は、端数処理上100%にならない場合があります。

建設業における死亡災害発生状況(起因物別・事故の型別、令和7年1～11月・速報値)

事故の型 起因物	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故(道路)	交通事故(その他)	な動作の反動・無理	その他	分類不能	合計	割合(%)
整地・運搬・積み込み用機械	3	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	4.5
掘削用機械	8	1	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	8.4
基礎工事用機械	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
締固め用機械	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
解体用機械	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.1
高所作業車	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	1.7
その他の建設機械等	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.1
混合機、粉砕機	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
その他の一般動力機械	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0.6
その他の食品加工用機械	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
動力機械	14	2	1	1	0	6	9	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	35	19.6
クレーン	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.7
移動式クレーン	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.7
エレベータ、リフト	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.1
トラック	4	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	14	7.8
軌道装置	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
コンベア	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
ローダー	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
不整地運搬車	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.1
その他の動力運搬機	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
乗用車、バス、バイク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	1.7
その他の乗物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0.6
物上げ装置、運搬機械	9	1	0	1	1	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	1	0	0	0	32	17.9
送配電線等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.7
電力設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.7
はしご	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
脚立	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.7
玉掛用具	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
その他の装置、設備	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.1
その他の装置等	5	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	13	7.3
足場	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	8.4
階段、栈橋	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.1
開口部	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	5.0
屋根、はり、もや、けた、合掌	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	5.6
作業床、歩み板	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
建築物、構築物	9	0	0	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	11.2
その他の仮設物、建築物、構築物等	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
固定の障害物、溝	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
斜面	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
その他の床面、通路の状態	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
仮設物、建築物、構築物等	49	1	0	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	34.1
引火性の物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0.6
可燃性のガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.1
有害物(特別規則対象物質に限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.1
その他の危険物、有害物等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.1
木材、竹材	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
石、砂、砂利	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
その他の材料	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
物質、材料	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	4	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	10	5.6
機械装置	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.1
荷	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.1
地山、岩石	1	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	3.9
立木等	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.7
水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.7
異常環境等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2.2
高温・低温環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2.8
その他の環境等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.6
環境等	1	0	0	1	6	2	0	0	3	5	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	23	12.8
その他の起因物	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
起因物なし	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
分類不能	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.6
その他	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1.7
合計	79	5	1	7	20	12	15	0	0	3	5	8	6	2	0	2	11	1	0	1	1	179	
割合(%)	44.1	2.8	0.6	3.9	11.2	6.7	8.4	0.0	0.0	1.7	2.8	4.5	3.4	1.1	0.0	1.1	6.1	0.6	0.0	0.6	0.6		

※この統計表は、厚生労働省が公表している事故の型別の分類にて作成しています。
 ※割合(%)の合計は、端数処理上100%にならない場合があります。

建設業における月別死亡災害発生状況 (令和5～7年)



令和7年度 建設業年度末労働災害防止強調月間・STOP! 転倒災害用品のご案内

ポスター

Na 1 森 香澄 コードNo.760401
Na 2 春の訪れ コードNo.760402
定 価 各 ¥275
会員価格 各 ¥242
B2判(73×52cm) 印各50枚以上



Na 2 春の訪れ

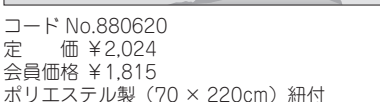
ワッペン

コードNo.780630
定 価 ¥1,100
会員価格 ¥ 990
10枚1組ビニール製
(7.5×6cm)
印 50組以上



横 幕

コードNo.880620
定 価 ¥2,024
会員価格 ¥1,815
ポリエステル製(70×220cm) 紐付



のぼり

年度末
コードNo.880610
定 価 ¥2,024
会員価格 ¥1,815
ポリエステル製(240×70cm) 紐付
印 5枚以上



(年度末) (春の釜石線)

春の釜石線
コードNo.880611
定 価 ¥2,024
会員価格 ¥1,815
ポリエステル製(240×70cm) 紐付
印 5枚以上

タオル

コードNo. 880140
定 価 ¥3,982
会員価格 ¥3,586
10本1組(220×34×85cm)
印 10組以上



STOP! 転倒災害ポスター・のぼり



森 香澄
コードNo.760601
B2判(73×52cm)
定 価 ¥275
会員価格 ¥242
印 50枚以上



コードNo.880810
定 価 ¥2,024
会員価格 ¥1,815
ポリエステル製
(240×70cm)
紐付 印 5枚以上



年度末ミニのぼり

コードNo. 880630
定 価 ¥7,832
会員価格 ¥7,051
10枚1組ポリエステル製
(31×10cm)
※ポール台座は別売りです。
※社名印刷対象外

ミニのぼり用ポール台座

コードNo. 883801
定 価 ¥4,037
会員価格 ¥3,630
10台1組



*表示価格：消費税込み

●お問い合わせ・お申し込み先
ホームページまたは教材開発センター等でご確認ください。
建災防 教材開発センター TEL：03-3453-3391

●実施要領についてのお問い合わせは、建設業労働災害防止協会 業務部 広報課 (TEL 03-3453-8202) までお願いします。

広報企画委員会 委員名簿

委員長 豊 澤 康 男 (一社) 仮設工業会 会長
委員 日 下 正 見 (株) 大林組 安全本部 建築安全管理室 担当部長
〃 神 田 道 宏 清水建設(株) 安全環境本部 安全部長
〃 稲 直 人 大成建設(株) 安全本部 安全部長

委員 松 岡 香 世 子 (株) 竹中工務店 生産本部 役員補佐 (安全環境担当)
〃 尾 下 真 規 飛鳥建設(株) 安全環境部 部長
〃 石 沢 正 弘 (一社) 日本建設躯体工事業団体連合会 副会長
〃 青 木 亨 前田建設工業(株) 安全環境部長

(敬称略・社名の五十音順)